

和泉市建設工事指名業者選定要綱（平成18年5月23日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の入札参加者の選定（以下「業者の選定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適確性の判定）

第2条 業者の選定について、適確性を判定しようとするときは、次の各号に定める事項に留意して行うものとする。

- （1）実績
- （2）不誠実な行為の有無
- （3）経営及び信用の状況
- （4）当該工事における特殊性
- （5）関連工事の状況
- （6）指名回数

（選定方法）

第3条 業者の選定については、前条の規定により適確性を有すると判定された業者の中から選定するものとする。

2 業者の選定に当たっては、前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として、市長が別に定める業種別等級格付及び工事設計金額表の工事設計金額の区分に応じた等級（以下各号において「対応等級」という。）を有する業者から選定するものとする。

- （1）土木一式又は建築一式の工事で、高度の技術又は特殊な技術を要する工事については、対応等級の業者及び対応等級の上位全等級の業者の中から選定できるものとする。
- （2）ほ装工事については、対応等級の業者及び対応等級の上位全等級の業者の中から選定できるものとする。
- （3）発注工事が既発注工事（施工中のものに限る。）と関連する場合にあっては、既発注工事の施行業者が、対応等級又は対応等級より上位の等級に該当する場合には、当該業者を選定することができるものとする。

（JR等関連工事についての特例）

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、JR等関連工事については、JR等の保安試験に合格した技術者を有するJR等の登録業者で、かつ、指名業者台帳に登録された業者の中から、その設計金額に対応した等級及び当該等級の上位全等級の業者の中から選定できるものとする。

(市内業者の取扱い)

第5条 和泉市内に本店を置く業者を市内業者とし、和泉市内に支店又は営業所を置く業者で、入札参加資格申請書提出時に本店からの代表権の委任状、支店又は営業所における使用印鑑、技術者名簿、使用人数、機械器具一覧表、納税証明書等を提出し、支店又は営業所として適正であり、かつ、実績があると本市が認めた業者は準市内業者とする。

2 市内業者と市外業者との共同企業体については、市外業者として取り扱うものとする。

3 業者選定については、その適確性、規模等が同等の場合にあっては、市内業者を優先するものとする。

(選定業者の数)

第6条 選定する指名業者の数は、発注工事の設計金額に応じて市長が別に定める。

(業者名簿等の作成)

第7条 総務部契約担当課及び水道部契約担当課は、業者名簿を作成し、和泉市建設工事請負業者指名委員会に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて和泉市建設工事請負業者指名委員会の議を経なければならない。

附 則

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 市は、平成19年度末までの間に、この訓令による制度について検討を行い、必要と認める場合は、見直しを行うものとする。